

## 1 内地延長主義政策の展開と義務教育実施構想の提起

1872年、明治政府は学制を公布し、日本の近代的教育制度を築いた。学齡児童に対して小学校上等科・下等科で8年間の修業義務を課したが、実際にはこれは完全には達成されなかった。1879年に当局は教育令を公布し、学齡児童が少なくとも16カ月の普通教育を受けること、そして8年制の公立小学校課程は地域によって4年に短縮できると規定した。この4年間のうち、毎年少なくとも4カ月以上の授業期間を設けたことにより、義務年限は実質わずか16カ月に短縮された。さらに1886年には小学校令を公布し、小学校を尋常小学校と高等小学校に区分し、修業年限をそれぞれ4年とした。そして前半の4年を義務教育に定めた。1890年の小学校令の改正により、義務教育の尋常小学校修業年限は3年または4年、高等小学校については2～4年となった。1900年小学校令の再度の改正によって政府が尋常小学校の修業年限を4年に改めたことで、義務教育は4年と確定された。その後学齡児童の就学率は上昇し、1906年になると96.5%にまで達した。この状況に鑑み、当局は翌(1907)年には小学校令を改正し、義務教育を6年制と確定して実施した<sup>3</sup>。以上のように、日本の近代教育制度の成立当初において、政府は義務教育年限を実際の状況にあわせて調整し続けた。学齡児童の就学が普及するのを見計らって、それを6年制と定め、正式に実施したのである。

1895年、日本は下関条約によって台湾を獲得し、特別統治主義にのっとり、1896年に「法律第六十三号」を發布した。委任立法制度をとり、台湾総督府に法律効力を有する命令の発布権を与えて、日本国内とは異なる植民地統治体制を構築した。教育の面では義務教育は実施せず、差別待遇と隔離政策に基づき、1898年の日本国内の小学校制度を参考にして公学校令を公布し、それを台湾人の初等教育とした。中等以上の教育機関については非常に不十分かつ制度を欠いており、修業年限3～4年の国語学校、5年の医学校、半年～2年の農事講習生と糖業講習所、および3年の工業講習所などを設立しただけであった。渡台日本人子弟に対しては、総督府が日本国内の小学校令と中学校令に基づいて別に小学校と中学校等を設立し、日本国内と同様の教育を施した。一方、台湾人子弟が受ける初・中等教育は日本国内での教育とはまったく異なっていた<sup>4</sup>。

1900年6月に総督府事務官兼文書課長木村匡が学務課長に転任した際、台湾の初等教育において義務教育を実施すべきだと主張した。これは総督児玉源太郎と民政長官後藤新平の教育方針と相容れないものであったため、彼は翌年(1901)2月に失職することとなった。1903年11月、後藤新平は台湾全島の小公学校長と各庁学事主任を召集して学事諮問会を開いたが、ここでも一刻も早い義務教育実施を主張する者がいた<sup>5</sup>。1904年6月、三

3 詳細は松本賢治・鈴木博雄『原典 近代教育史』(福村書店、1962年)32～121頁を参照。

4 詳細は呉文星『日拠時期台湾師範教育之研究』(国立台湾師範大学歴史研究所、1983年)12～13頁を参照。

5 吉野秀公『台湾教育史』130頁。佐藤源治『台湾教育の進展』(台湾出版文化株式会社、1943年)164頁。

十四銀行台湾各支店総支配人となった木村匡は、台湾教育会定例会において「台湾の普通教育」と題する講演を行い、新領土台湾を統治するには「国民的統一主義」の方針をとるべきであって、台湾では国民教育、すなわち義務教育を実施するのがよいと主張したのである。また、当局によるアヘン政策と「土匪討伐」はすでに効果を上げており、縦貫鉄道敷設や基隆港建築第一期事業、そして土地調査も次々に完了している点を挙げ、積極的な措置、被統治者の精神面に関連する事業の発展、そして精神的感化の効果如何は教育の力に依るという主張にのっとり、義務教育の実施が急務であると強調した。しかしこの意見は学務当局に採用されなかった。学務課長持地六三郎は、以下のように反対を表明している。台湾の初等教育は同化主義の方針をとり、台湾人が日本国民としてのアイデンティティを形成すること、ならびに彼らに国語〔筆者註：日本語、以下同様〕を十分に習得させることに尽力している。しかし、義務教育は教育を「国民教育」のレベルにまで到達させる手段の一つにすぎず、他の植民地における先例はいまだ見受けられない、しかも台湾で実施されている法律および制度は日本国内と異なり、義務教育を実施する段階に到達しているとはいえない。<sup>7</sup>

総督府は漸進主義にのっとり、公学校を同化政策を貫徹するための主要な機関としたが、そのカリキュラムにおいて、国語は最も重要な科目であり、1週間の総授業時間の7割を占めていた。同時に、古くからの教育機関である書房の廃止が一時容易に進まなかったことから、「書房義塾に関する規程」を公布した。それにより書房には漸次国語・算術・修身などの科目を増設すること、ならびに「漢文読本」を編纂してこれを書房の教材とすることが課された。書房への管理を強めることで、公学校教育の補助機関としての役割を付与しようともくろんだのである。

その結果、書房はその力を次第に弱め、1904年以降、公学校の生徒数は書房の生徒数を上回るようになった。1910年代中期以降、公学校の学科や教材に倣って授業を行い、修業年限の規定を設けた「改良書房」が各地に出現し、伝統的な書房はさらに減少した。1910・20年における生徒数を見れば、書房はそれぞれ1万5811人・7639人、これに対して、公学校はそれぞれ4万1400人・15万1135人であった。<sup>8</sup>以上から、1910年代より公学校がすでに台湾初等教育の主流となっており、書房は公学校の補助機関へと変貌を遂げていたことが明らかになる。

1918年6月、明石元二郎は、台湾総督に就任すると同化主義を施政方針として掲げ、その目的は台湾人の感化と、彼らを徐々に「日本国民」として養成することにあると説明した。<sup>9</sup>翌年(1919)1月、「台湾教育令」が公布されたが、その要点は以下の五つ、すなわち、①徳育を主とすること、②普通教育の完備、③職業教育の重視、④修業年限の延長と

6 詳細は木村匡「台湾の普通教育」(『台湾教育会雑誌』第28号、明治37年7月)1～13頁を参照。

7 詳細は持地六三郎「台湾に於ける現行教育制度」(『台湾教育会雑誌』第31号、明治37年10月)1～7頁を参照。

8 詳細は呉文星「日據時代台湾書房之研究」(『思與言』第16巻第3期、1978年9月)62～89頁。「日據時期台湾書房教育之再検討」(『思與言』第26巻第1期、1988年5月)101～108頁を参照。

9 井出季和太『台湾治績志』(台湾日日新報社、1937年)598～600頁。

専門教育の開始、⑤進学の特便を図り、上級学校との連結の障害をなくすこと、である。教育施設については、公学校を原則6年制としてそれを普通教育と位置付け、高等普通教育機関として4年制の(男子)高等普通学校と3年制の女子高等普通学校を設置し、女子高等普通学校には実科を置くと規定した。実業教育については、実業学校の修業年限を3年から4年に延長し、これとは別に簡易実業学校を新設した。高等教育では、専門学校に修業年限3年あるいは4年の予科制度を設けた。本科の修業年限を3年としたが、医学専門学校本科は例外的に4年制とした。師範教育では、師範学校の修業年限を4年から5年に延長し、高等普通学校と女子高等普通学校および実業学校には師範部(科)を設置し得るとしたほか、公学校教員講習科を設置した<sup>10</sup>。

これらの点から、この教育令は「内地・台湾人差別教育主義」の原則にのっとり制定されたものであり、それゆえ、台湾人の各級学校の修業年限と水準は日本国内に及ばず、実業教育に偏重していることは明らかである。総督府総務長官下村宏は、台湾の教育は台湾の特殊な状況に合わせたもので、植民地教育ではなく一国内の異民族に対する教育なのであり、フランスがベトナム、イギリスがマレー半島、アメリカがフィリピンで行っている教育とは異なっていると弁解した。また、台湾人は言語・風俗と習慣において日本人と異なっており、そのため初等教育から日本人との共学にして、日本人と同じ教育を受けることは非合理的であると詭弁を弄した。同化政策は台湾統治の基本方針であり、この「同化」が内包するところの意義は、形式的な改造というレベルのみならず、日本の国民精神の会得による、精神的な同化に努めることにあると述べている<sup>11</sup>。また、総督府参事官鼓包美は、この教育令の重要性は台湾人教育の方針の確立にあり、台湾人の教育が日本人の教育系統と異なっているのは、台湾人が「新附の民」であり、「皇化に浴する」日がまだ浅く、国語の習得が一つの大きな難関であるためだが、今後時勢の変化や台湾の文化レベル向上に合わせ、教育令の内容を改正してもよいと述べた<sup>12</sup>。このやや後、『台湾日日新報』は、今のところ台湾人児童は普通教育を強制的に受ける準備ができたとはいえないが、アメリカのある地方の方法に倣い、今後学童に対して毎年の出席日数と最低修業年限の義務を規定すれば、支障なく義務教育という最終目標に到達できるかもしれない<sup>13</sup>という、某教育家の意見を掲載した。この報道から、台湾教育令の公布によって義務教育の問題が再び注目されたことがわかる。

1919年に原敬内閣が成立したが、世界各地の植民地における民族運動の機運の高まりと朝鮮で発生した三・一運動の衝撃によって、植民地統治政策および制度の改革を迫られたため、「漸進的内地延長主義」に基づき武官総督に代わって文官総督を起用した<sup>14</sup>。田健治郎は台湾総督を拝命後、内地延長主義政策の執行者として、施政方針の中で教育の普及

10 「台湾教育令説明(上)・(下)」『台湾日日新報』第6661・6662号、大正8年1月4・5日、2面。

11 詳細は下村宏「台湾教育令に就いて」(『台湾時報』大正8年9月号)1～8頁を参照。

12 「台湾教育令説明(上)」『台湾日日新報』第6661号、大正8年1月4日、2面。

13 「義務教育問題」『台湾日日新報』第6839号、大正8年6月30日、2面。

14 詳細は春山明哲・若林正丈『日本植民地主義の政治的展開(1895～1934年)——その統治体制と台湾の民族運動』(アジア政経学会、1980年)48～66頁を参照。

を目下の急務として強調した。その後開かれた地方長官会議において、各庁長に対して11項目の施政要項について具体的な指示を下し、「教化問題」をその第一点に挙げた。教化は台湾の民衆を同化するための重要手段であり、その目標は台湾人の知識と文化レベルの向上、および世界文化の発展への順応にあること、そして教化の目標を達成するためには、政治的措置・社会との連携・学校教育の三つの手段があることを指摘している。また、現時点で実施されていない義務教育について、将来的な実施に向けて今から十分準備する必要のあることを述べ、時勢の進展と社会一般の学識知能の進歩に鑑み、必要に応じて現行の教育令を改正してもよいとの立場を明らかにした。とはいえ、目下教育政策の核心は依然として普通教育の普及に努めることであって、公学校の増設を進め、学齢児童の就学の需要を満たしていくことが肝要であると主張した。<sup>15</sup> 田総督の上述の訓示に対し、『台湾日日新報』は即座に支持を表明し、万難を排して早急にその方向に進むよう訴えた。<sup>16</sup>

田総督は着任してすぐに、教育令の抜本的改正に向け、内務局長に対し関係調査の指示を出した。1921年1月31日、田総督が英国 *Manchester Magazine* の記者 Y. Hamilton の取材を受けた際、内地延長主義政策に再度触れ、教育の普及——将来的な義務教育実施の準備——に尽力する意向を表明した。<sup>17</sup> 1921年3月25日、田総督は、東京で原敬首相に謁見した際、台湾教育令改正の必要性を訴えた。<sup>18</sup> 後の4月12日にも、再び原敬首相に教育制度の抜本的改善の必要があることを報告した。<sup>19</sup> 4月30日、総督府官邸で各部局長を召集して会議を開き、八つの事項に対する指示を出した。その第1項がすなわち初等義務教育実施に向かう手順についてであった。<sup>20</sup> 6月5日、部局長会議を再度召集し、教育の根本政策の制定に関する評議会の諮問案の審査について検討した。<sup>21</sup> そして義務教育の実施問題を、諮問案として総督府評議会に提出して検討する旨を確定した。

以上の経過から、義務教育の実施は田総督にとって内地延長主義政策を貫徹するための重要な措置の一つとなっており、であればこそ総督府評議会が成立してすぐに諮問案に付された、と判断できよう。

## 2 台湾総督府評議会における義務教育案の検討

1921年6月、総督府は台湾人の台湾議會設置請願運動に対応するため、地方制度の改革に乗り出した。台湾総督府評議会官制と同会規程を制定し、評議会を設置し直すとともに律令審議会を廃止した。同会は総督を会長、総務長官を副会長とし、総督府高級官僚と

15 「田総督訓示（一）」『台湾日日新報』第6989号、大正8年11月28日、2面。

16 「日日小筆」『台湾日日新報』第6991号、大正8年11月30日、2面。

17 呉文星・廣瀬順皓・黄紹恆・鍾淑敏編『台湾総督田健治郎日記』（中）（中央研究院台湾史研究所、2006年）大正10年1月31日、37頁。

18 同上書、大正10年3月25日、104頁。

19 同上書、大正10年4月12日、132頁。

20 同上書、大正10年4月30日、156頁。

21 同上書、大正10年6月5日、205頁。